

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当事項はありません。
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。
 - イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。
 - イ 市場価格のないもの……………該当事項はありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 14 年～50 年
 - 工作物 15 年～60 年
 - 物品 3 年～15 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
- ③ リース資産

- ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却法と同一の方法
- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当事項はありません。

② 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6 か月）を乗じた額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（三島町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（車両、美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく財務書類の作成を行っています。

3 重要な後発事項

該当事項はありません。

4 偶発債務

該当事項はありません。

5 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 対象範囲

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・路線バス事業特別会計

(2) 出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示金額単位

表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.2%	—

(5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当事項はありません。

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費	0 千円
繰越明許費	3, 898 千円
事故繰越	413 千円
合計	4, 311 千円

(7) 過年度修正等に関する事項

該当事項はありません。

6 追加情報（貸借対照表に係るもの）

(1) 売却可能資産

① 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

② 内訳

該当事項はありません。

(2) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当事項はありません。

(3) 基金借入金（繰替運用）の内容

該当事項はありません。

(4) 地方交付税措置のある地方債

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3, 150, 892 千円

(5) 将来負担に関する情報

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担額	4, 555, 775 千円
充当可能財源等	4, 875, 895 千円
標準財政規模	1, 473, 266 千円
算入公債費等の額	247, 188 千円

(6) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当事項はありません。

7 追加情報（純資産変動計算書に係るもの）

（1）純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

8 追加情報（資金収支計算書に係るもの）

（1）既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（路線バス事業会計）の分だけ相違します。